

平成30年度 事業計画

社会福祉法人 国分寺市社会福祉協議会

《総務係》

■社会福祉協議会の運営

国分寺市社会福祉協議会の法人本部として、国分寺市戸倉4丁目国分寺市立福祉センター1階に事務所を設置し、総務係、地域福祉係、地域支援係を置きます。

◇住所 国分寺市戸倉4-14 福祉センター内

◇電話 (042) 324-8311 FAX (042) 324-8722

◇開館日 月曜日～金曜日(土・日・祝日と年末年始は閉館になります)

開館時間 午前9時～午後5時

◇第27期理事(15名)、監事(2名)

任期：平成29年6月定例評議員会～平成31年6月定例評議員会

◇第27期評議員(16名)

任期：平成29年4月1日～平成33年6月開催の定例評議員会

◇第26期協力員

任期：平成30年4月1日～平成32年3月31日

1. 「三役会」の開催

正・副会長、常務理事4名による「三役会」を開催し、理事会、評議員会等の議案の検討や緊急課題への対応について協議します。

	日 程	時 間	会 場
1	平成30年4月3日(火)	午後2時～4時	国分寺市立福祉センター相談室
2	平成30年6月1日(金)		
3	平成30年9月4日(火)		
4	平成30年11月1日(木)		
5	平成30年12月11日(火)		
6	平成31年1月10日(木)		
7	平成31年2月28日(木)		

2. 「理事会」の開催

正副会長、常務理事を含む15名の理事および2名の監事による「理事会」を開催し、重要議案等の審議や検討を行います。

	日 程	時 間	会 場
1	平成30年4月19日(木)	午後2時～4時	国分寺市立福祉センター 視聴覚室
2	平成30年6月8日(金)		
3	平成30年9月13日(木)		
4	平成30年11月13日(火)		
5	平成31年1月24日(木)		
6	平成31年3月8日(金)		第2会議室

3. 「評議員会」の開催

評議員（16名）による「評議員会」を開催し、予算、事業計画、補正予算、決算、事業報告、定款の改正等重要案件について審議します。

	日 程	時 間	会 場
1	平成30年 6月26日（火）	午後2時～4時	国分寺市立福祉センター 視聴覚室
2	平成30年 11月29日（木）		
3	平成31年 3月26日（火）		

4. 「評議員選任・解任委員会」の設置

社会福祉法の改正に伴い、平成28年度から新たに設置した委員会です。

監事1名、外部委員2名、職員2名の5名で構成。任期は、平成31年6月開催の定例評議員会までとなります。

5. 「会計業務監査」の実施

本会監事2名による「会計業務監査」を、年2回（5月、11月）実施します。

6. 税務顧問の設置

本会の税務全般に関するアドバイザーとして、宮内会計事務所と業務委託契約を行います。

7. 「係長会議」の開催

本会係長以上の職員による係長会議を毎月開催し、事業の円滑な執行を図ります。

8. 各担当の業務担当者会議の開催

担当ごとの業務レベルの打ち合わせとして、担当者会議を毎月開催します。

■社会福祉の調査・研究・企画

1. 「第3期国分寺市地域福祉活動計画」の推進

「第3期国分寺市地域福祉活動計画（平成25年度～29年度）」が終了し、平成30年度から平成32年度は国分寺市が策定した「国分寺市地域福祉計画」との連携を図りながら、各年度の事業計画の中で本会の計画をすすめてまいります。

また、「国分寺市地域福祉計画」により設置された「地域福祉推進協議会」の委員に事務局長、事務局次長、係長が出席します。

2. 「東京都地域公益活動推進協議会」への参加

平成28年9月に発足した都内の社会福祉協議会や社会福祉法人で組織する「東京都地域公益活動推進協議会」に平成30年度も参加し、都内全体の社会福祉法人の地域公益活動への取り組み等について情報収集するとともに、国分寺市内における社会福祉法人による地域公益活動の参考とします。

3. 研修の実施・参加

本会及び全国社会福祉協議会、東京都社会福祉協議会主催による研修に参加し、先進社会福祉事業の調査・研究を行います。

- (1)「国分寺市社協役員等研修」
- (2)平成 30 年度区市町村社会福祉協議会会長・役員・事務局長研究協議会(東社協主催)
- (3)「地域福祉コーディネーター」研修
- (4)その他、関係団体主催による研修への参加

4. 実習生の受け入れ

福祉職の次世代育成の観点から、学生の社会福祉援助技術現場実習の受け入れを行います。社会福祉協議会で実施している社会福祉事業を、地域福祉事業推進と相談援助の観点からプログラムを構成し、指導を行います。

平成 30 年度は、武蔵野大学、白梅学園大学、上智大学から実習生を受け入れます。

■連絡調整

1. 会議等への出席

東京都社会福祉協議会や東京ボランティア・市民活動センター、北多摩西部ブロック社協及び三市社協連絡会等が主催する会議等へ本会役・職員が出席し、情報交換及び連絡調整を図ります。主な会議は、以下のとおり。

- (1) 東京都社会福祉協議会会長会
- (2) 東京都社会福祉協議会事務局長会
- (3) 区市町村ボランティア・市民活動センター長会議
- (4) 区市町村ボランティア・市民活動推進事務局連絡会
- (5) 東京都内社協職員連絡会
- (6) 北多摩西部ブロック社協会長・局長会、職員連絡会役員会
- (7) 三市社協連絡会(国分寺市・小平市・小金井市) ※平成 30 年度は小平市社協。
- (8) 国分寺市地域福祉推進協議会

2. 「国分寺市社会福祉施設等連絡会(仮称)」の組織化(新規)

国分寺市内で社会福祉事業を展開する社会福祉法人のプラットフォーム作りとして、「国分寺市社会福祉施設等連絡会(仮称)」を結成します。各法人相互の情報共有をすすめ、地域公益活動を展開してまいります。さらに、職員研修等について連携して対応策を協議・検討します。本会が事務局を務めます。

3. 関係機関の会議等への役職員の派遣

国分寺市防災会議や国分寺市包括支援センター運営協議会、国分寺市障害者自立支援協議会等、国分寺市および関係機関の要請に応じて検討会等に本会役職員を派遣します。

4. 福祉関係団体への理事、評議員等の派遣

社会福祉法人や特定非営利活動法人等からの依頼に対応して、本会役職員を理事、評議員、監事として派遣します。

■普及宣伝

1. 「法人化50周年」の開催

平成30年度は、本会が昭和43年4月1日に社会福祉法人として認可され50周年の節目の年となります。そこで、記念式典の開催や記念誌・記念グッズの作成、マスコットキャラクターの選定などを行ってまいります。

(1) 「法人化50周年記念式典」の開催

従来開催していた「福祉のつどい」の拡大版として「法人化50周年記念式典」を開催します。平成30年度に東京都で民生制度が施行されて100周年を迎える「国分寺市民生委員・児童委員協議会」と、さらに「国分寺市」と共催で開催いたします。

日 程 平成30年7月1日(日)

会 場 国分寺市立いずみホール

(2) 「法人化50周年記念誌」や記念グッズの作成

法人化50周年を記念して、記念誌を作成します。発行部数は1000部(予定)。

また、法人化50周年を記念して、グッズの作成も行います。

(3) 「マスコットキャラクター」の活用

法人化50周年を記念して、公募により新たに本会の「マスコットキャラクター」を制定します。本会の事業や取り組みを市民に知っていただき、身近な存在として感じてもらえるように様々な広報媒体で活用してまいります。また、着ぐるみや関連グッズの制作も検討してまいります。

2. 「福祉関係団体新年会」の開催

国分寺市内の社会福祉法人や福祉施設、福祉関係団体や協力団体、自治会・町内会、老人クラブ、障害者団体等の相互の交流と情報交換の場として「福祉関係団体新年会」を開催します。平成30年度は、新たに組織する社会福祉法人・社会福祉施設等の連絡会の主催による開催をめざし、より広範囲な連携をすすめます。

3. 社会福祉だより「ふくし」の発行

市民に対する情報提供の一環として、本会の事業計画、予算、事業報告、決算報告や国分寺市内外の社会福祉関係の情報を提供する広報紙として社協だより「ふくし」を発行します。平成29年度に引き続き、特集ページを盛り込んだ6ページ構成とし、より「分かりやすく」「親しみのある」広報誌として市民に愛読いただける広報誌をめざします。(7~8ページについては「ボランティアクラブ」としてボランティアに特化した情報を掲載)市内全世帯へ全戸配布するとともに、国分寺市内の福祉関係機関、団体等へも配布します。タブロイド版6ページ。発行部数68,000部。1、4、5、8面はカラー印刷。

平成30年度「ふくし」発行予定

号 数	発行予定日
第216号	平成30年 5月15日
第217号	平成30年 9月15日
第218号	平成30年11月15日
第219号	平成31年 2月15日

4. 「自治会・町内会連絡会」の開催

国分寺市内の自治会・町内会と本会からの情報提供や意見交換等を目的として「自治会・町内会連絡会」を、年3回福祉センターや国分寺労政会館等東西2か所で開催します。平成20年度より国分寺市協働コミュニティ課と共催により実施しております。

5. 国分寺市内における「防犯パトロール事業」の実施

国分寺市が実施する「防犯パトロール事業」について、平成29年度より協力事業所として協定を締結し、本会が所有する車両に「防犯パトロール実施中」というマグネットシートを掲示して実施します。

6. 国分寺市内のイベントへの参加

本会の社会福祉事業やここねっと、ボランティア・市民活動の市民へのPRや地域との顔の見える関係づくりを目的として、「万葉花まつり」「国分寺まつり」「障害者センターまつり」「福祉センターまつり」等市民が集うイベントに参加します。

7. 後援等の協力や義援金の受付

国分寺市内の関係団体等が開催するイベントに対し、後援等の協力を行います。また、大きな災害が発生した場合には、義援金等の募集を行います

8. 福祉情報システム（ホームページ）の運営

本会及びボランティア活動センターの公式ホームページを設置・運営し、情報提供を行います。また、新聞やメディアの活用を図り、情報収集・広報活動を強化します。

国分寺市社会福祉協議会

<http://www.ko-shakyo.or.jp>

✉ info@ko-shakyo.or.jp

ボランティア活動センターこくぶんじ

<http://www.ko-shakyo.or.jp/vc>

✉ center@ko-shakyo.or.jp

■自主財源の確保

本会の地域福祉活動等の自主財源確保のために、「会員会費増強運動」をはじめとして、さまざまな活動を行います。

1. 「平成30年度会員会費増強運動」の実施

平成30年度より、会員会費増強運動の期間を変更し、7月1日より7月31日までを本会の「会員・会費増強運動月間」として、自治会・町内会や本会理事・監事、評議員、協力員、事業所、福祉施設等のご協力により、会員・会費の増強と社会福祉への理解・参加を図ります。事業所・団体会員の加入を促進するため、市内の法人や団体等への協力の呼びかけの強化を図ります。また、法人化50周年を迎えるにあたり、さらなる会員拡大への検討をすすめるため、会員に対して社協の現状や取組等の情報提供を丁寧に行い、より社協への理解を深め継続的な支援の働きかけを行います。

平成30年度会員会費増強運動目標

会員数	6,100人	会費	5,800,000円
寄付者	8,000人	寄付金	1,200,000円
合計	14,100人	合計	7,000,000円

2. 「ふれあい募金箱」の設置

市民の社会福祉活動への参加の1つとして、市内の商店等の協力により「ふれあい募金箱」を設置します。(平成29年度実績：48カ所 / 平成30年度目標：5ヶ所増設)

3. その他の自主財源の確保

(1) 清涼飲料水の自動販売機を市内各所に設置する。災害ベンダー等の自動販売機の設置もすすめます。平成30年度に1ヶ所増設します。

社会貢献型自動販売機設置場所

設置場所(台数)	所在地	設置場所(台数)	所在地
ボランティア活動センター こくぶんじ(1台)	東元町3丁目	国分寺病院 ひまわり苑(1台)	東恋ヶ窪4丁目
武蔵国分寺(2台)	西元町1丁目	戸倉第2テニスコート(1台)	戸倉2丁目
日産自動車販売株式会社 (1台)	西元町3丁目	森田駐車場(1台)	日吉町2丁目
アワーズ(1台)	東恋ヶ窪2丁目		

(2) 社会福祉だより「ふくし」に有料広告を掲載します。1コマは、モノクロ面20,000円。本会の事業所・団体会員は10%割引とします。また、平成30年度からHPでのWEB広告収入を検討実施します。

(3) 市民や事業所等の協力により「使用済み切手」や「使用済みインクカートリッジ」の回収を推進します。

■「歳末たすけあい・地域福祉活動募金」の実施

平成30年12月から1ヶ月間にわたり、「歳末たすけあい・地域福祉活動募金」を実施します。主催である東京都共同募金会より、募金総額から事務費を除いた金額が平成31年度の地域福祉活動費として配分されます。

平成30年度も本会役・職員やボランティア活動センター登録団体等による街頭募金を実施します。街頭募金では、ポケットティッシュ等を配布しながら、募金運動や本会事業の周知を図ります。

そして、市内商店街等への募金箱の設置や、市内企業等を通じて募金協力拡大を図ります。

平成30年度募金目標額 6,100,000円（街頭募金を含む）。

■「赤い羽根・共同募金運動」の実施

東京都共同募金会国分寺地区協力会の事務局として「赤い羽根共同募金」を平成30年10月から1ヶ月間実施します。主催は、東京都共同募金会、実施主体は、国分寺市社会福祉協議会。寄せられた募金の配分内容を広報誌やホームページ、チラシ等により具体的な形で周知し、募金の目的をより明確にしなが、協力の呼びかけを行います。

地域配分は、東京都共同募金会国分寺地区協力会内に設置する国分寺地区配分推せん委員会で協議し、東京都共同募金会に推せんします。

平成30年度募金目標額 4,540,000円（街頭募金を含む）。

■高齢者福祉の推進

1. 「国分寺市敬老会」の共催による開催

国分寺市民の長寿をお祝いするため、「国分寺市敬老会」を国分寺市主催、本会共催で開催します。午前・午後の2回開催予定。

日 程 平成30年9月17日（月・祝）

会 場 国分寺市立いずみホール

2. 100歳以上の高齢者の皆さんに記念品の贈呈

市民の長寿をお祝いするため、今年100歳になられる皆さんと101歳以上の皆さんに記念品を贈呈します。

平成30年度100以上高齢者数（平成30年3月現在）

新100歳	男性：6名	女性：24名	30名
新101歳以上	男性：10名	女性：56名	66名

3. 「はり・灸・マッサージ治療券支給事業」の実施

高齢者の健康増進を図るとともに、経済的負担軽減を目的として、「国分寺市はり・灸・マッサージ福祉協力院」東京都鍼灸・マッサージ師会 多摩中央支部 国分寺地区と、一般法人東京都師会の協賛を得て、ひとり暮らし・高齢者世帯等65歳以上の方々に、はり・灸・マッサージ治療券を発行します。平成23年度より1,000円の自己負担を導入しました。

協力治療院

No.	治療院名	代表者名	No.	治療院名	代表者名
1	清水治療所	清水 寿	5	杏仁堂はりきゅう	西山 仁子
2	国分寺本町治療院	勅使河原悦司	6	暮らしの漢方鍼灸治療院	立石 美蓮
3	野島治療院	野島 民子	7	鍼灸やまと治療院	大田 和男
4	方圓堂	大畠 良則			

4. 「ゲートボール初心者講習会」の実施

高齢者の社会参加を目的に、国分寺市ゲートボール連盟に委託し、全10回の「初心者講習会」年2回開催します。

会場は、新町ゲートボール場、西元町コート、けやきスポーツセンターの3カ所を予定。

《まちづくり支援係》

■ ボランティア・市民活動の推進

1. ボランティア活動センターの運営

(1) 「ボランティア活動センターこくぶんじ」の運営

小地域福祉活動や地域のネットワークづくり、ならびにボランティア・市民活動推進・支援を図る拠点として「ボランティア活動センターこくぶんじ」を運営します。

センター長1名、主任1名、嘱託職員3名、非常勤職員1名を配置します。

◇開館日・開館時間 月曜日～土曜日 午前9時～5時（日・祝日・年末年始閉館）

(2) 会議室の貸出

ボランティア・市民活動支援の一環として、登録団体・市内福祉関係団体、施設・自治会町内会等を対象に会議室の貸出をする。ただし、使用するには別途「会議室使用登録」が必要。なお、上記対象団体以外は有料にて貸出が可能。

会議室	定員	主な設備	使用料
会議室 A (2階)	18名	テーブル×6、イス×18脚	午前：1,000円 午後：1,200円
会議室 B (2階)	12名	テーブル×4、イス×12脚	午前：600円 午後：800円

※ 毎週木曜日は、原則として「フリースペース」として開放します。

(3) 器材・備品・図書の貸出

ボランティア・市民活動支援の一環として、自治会町内会・登録団体・社協団体会員等を対象に機材、図書の貸出します。なお、上記対象団体以外は、有料（一品目当たり2,000円）にて貸出が可能です。

(4) ボランティア活動・市民活動に関する相談・需給調整と助言指導

ボランティア・市民活動に関する市民や施設・団体からの相談に応じ、コーディネートを行うとともに、ボランティア・市民活動団体に対し、活動や組織運営等について支援します。あわせて「ボランティアの担い手の掘り起こし」と「ボランティアを求めている

る人々・施設のニードの掘り起こし」「新たなボランティア活動の創出」に重点を置き、コーディネート機能の強化を図ります。

(5) 「ボランティア・市民活動団体登録制度」の実施

ボランティア・市民活動団体の相互の情報交換や協力、連携を推進し、団体の活動がより効果的に展開することを目的として「登録制度」を推進し、「登録団体連絡会」を年2～3回開催します。なお、登録団体は、印刷機・コピー機・メールボックス・ホームページ等が利用できます。

(6) 「ボランティア保険」等の加入促進

ボランティア活動を安心して安全に行うための「ボランティア保険」「ボランティア行事保険」「行事保険（当日参加対応型）」の受付事務及びボランティア保険料補助制度を実施します。

(7) ボランティア活動センターこくぶんじ運営委員会の設置・運営

ボランティア活動センターのより良い運営と活用をすすめ、市民のための市民参画によるまちづくりの実現を目的に、「ボランティア活動センターこくぶんじ運営委員会」を設置し、運営します。

また、「今後のボランティア活動センターのあり方」について検討し、向こう5年間の中長期計画を策定します。

2. 広報活動事業（情報収集・発信）

(1) ボランティアガイドブック「ようこそボランティアの家へ」の発行（5月）

ボランティア活動の内容や登録ボランティア団体等を掲載した、ボランティア活動のガイドブックを作成・発行します。（発行部数 1,500部）

(2) ボランティア情報紙「VOLUNTEER CLUB」のHPへの掲載（随時）

地域の情報を通して地域の「支え合い」の理解をすすめ、さまざまな活動へのきっかけづくりを提案し、市内の福祉力向上に寄与することを目的として、市内のボランティア情報やボランティア講座・研修等の情報を掲載したボランティア総合情報をホームページ上に掲載します。

(3) ボランティア・市民活動の情報提供

年4回発行（5/15、9/15、11/15、2/15）している社会福祉だより「ふくし」の7・8面を活用し、ボランティア・市民活動の情報提供を行います。

(4) インターネットの活用（随時）

ボランティア活動センターこくぶんじの公式ホームページを運営し、ボランティア・市民活動のPRと情報提供を行い、登録団体が各自で情報の更新ができるシステムを推進し、市民に対してボランティア活動の啓発や活動参加の拡充につなげます。また、SNS等を積極的に活用します。

ホームページ	http://www.ko-shakyo.or.jp/vc/
E-mail	center@ko-shakyo.or.jp
Blog（ブログ）	http://blog.canpan.info/kokubunjivc/
Twitter	@kokubunji_vc

(5) ロゴマークの活用

平成27年度に採用した「ロゴマーク」を積極的に活用し、引き続き広報活動の充実を図ります。

(6) 国分寺市内のイベントへの参加

ボランティア・市民活動のPRと情報提供を目的として、「万葉花まつり（4/15）」「国分寺まつり（11/4）」等に参加します。

3. 研修・講座の開催

(1) 「2018 夏体験ボランティア」の実施（7月～8月）

夏休み等を利用してボランティア体験し、自分や家族が住んでいる地域社会や福祉への理解・関心を高め、社会参加への意欲を高めます。

また、今後の進路を決めるきっかけ作り、ボランティア活動に興味はあるが、始める方法が分からず一歩が踏み出せない方などの参加を促すことを目的とします。

参加対象：国分寺市および近隣市に在住・在学の者（一般参加者要相談）

体験期間：7月20日（金）～8月31日（金）

参加費：無料

説明会：6月20日（水）・24日（日）・7月3日（火）・7日（土）

(2) 各種ボランティア講座の開催

障害者や高齢者対象のボランティア活動や地域活動に興味のある方、これから活動に参加してみたい方を対象とした講座を開催します。受講後に、実際のボランティア活動につながる内容で実施を予定。

(3) 「ふくし体験プログラム」の実施

学校・自治会・企業等全ての市民の方を対象に、体験や当事者とのふれあいの中から福祉について理解していただくことを目的に実施します。

4. 連絡調整活動

(1) 東京ボランティア・市民活動センター等の主催する会議へ担当職員を派遣します。

区市町村ボランティア市民活動センター長会議
区市町村ボランティア市民活動推進事務局連絡会議
北多摩西部ブロックボランティア担当職員連絡会
生活支援・介護予防サービス整備推進会議
高齢者見守り相談窓口事業定期連絡会
国分寺市障害者団体連絡協議会（国障連）受託事業企画実行委員会
国分寺子ども・子育て支援円卓会議
地域会議（本多、もとまち、並木）
もとまちファミリー運動会実行委員会
九小防犯・防災委員会
十小学校運営協議会

地域ケア会議
小地域ケア会議（東地区・西地区）
ここねっとサイン
サロン・ブルーベリー
傾聴ボランティアグループ「かたらい」

(2) ボランティア・市民活動関係団体懇談会等の開催

市内のボランティア団体や福祉関係施設、NPO 法人など関係団体等との情報提供や情報交換、協働や連携及びスキルアップを図ることを目的に、「登録団体連絡会(年2～3回)」を開催します。

(3) 国分寺市協働コミュニティ課との連携

「こくぶんじ市民活動センター」を運営する国分寺市協働コミュニティ課と、相互の情報交換・連携強化を図ります。

5. 児童・生徒・学生へのボランティア活動普及及び推進

(1) 児童・生徒の福祉教育の支援（総合的学習等への協力）

国分寺市内の小・中学校の総合的学習の一環として、学校またはPTA等の依頼に対し、ボランティアや市民活動団体等と協働し「ふくし体験プログラム」を実施します。（プログラム事例参照）

(2) 「2018 夏体験ボランティア」の実施（再掲）

(3) 「学生ボランティア」の支援

国分寺市内及び近隣にある高校や大学、専門学校に積極的に働きかけします。

6. ここねっと推進助成事業の実施

国分寺市内での地域福祉活動の推進をめざし、「ここねっとプラン」を意識した地域福祉活動に取り組んでいる施設・団体等に対し、事業に要する経費の助成を行います。

募集は、年2回（前期・後期）一般公募で行い、助成の可否は「助成金審査会（4月・9月）」で審査し決定・交付します。

<助成内容>

助成区分	上限額	自主財源	対 象
日常活動費 イベント費	5万円	各種法人：1/2 その他：1/4	・年間を通して日常的に実施する事業 （例）広報活動、サロン活動、調査・研究 ・一回もしくは数回で完結するイベント （例）お祭り、交流会、講演会
立ち上げ費	3万円	なし	立ち上げ1年未満の団体の運営に必要とする事業

■ 小地域福祉活動の推進

1. 「ここねっと」の啓発・推進

住民一人ひとりが地域に関心を持ち、地域の課題や問題を共有し、解決に向けて取り組みをすすめられるように、「ここねっと」を多岐にわたる地域活動の総称として全市的に啓発していきます。積極的に地区内のイベントや行事・会合に参加し、地域の問題や課題を把握するとともに、実情に応じた事業を企画・提案を行います。

(1) 「見守り・声かけ活動（地域支え合い活動）」の推進

ボランティアの始めの一歩として、地域の見守り・声掛け活動を推奨する。協力者に、「黄色の腕章」を貸し出します。

(2) 「ボランティアステーション」の設置

車いすステーション・募金箱・国分寺市社会福祉だより「ふくし」設置など、本会事業の趣旨に賛同していただいている市内の各協力店を「ボランティアステーション」と総称し、ボランティアガイドブック「ようこそボランティアの家へ」へ掲載します。
＜ボランティアステーションの内容＞

1	車いすステーション設置
2	ふれあい募金箱設置
3	国分寺市社会福祉だより「ふくし」設置
4	本会イベントのポスター、チラシ等掲示
5	その他（空きスペース等の貸出 休憩所 など）

2. 「ひとり暮らし高齢者等地域交流会」の実施

ひとり暮らし高齢者等と地域住民とのふれあいを深め、ともに支え合う住民主体のネットワークづくりを目的に実施します。また、ボランティアとの連携と情報交換を円滑に図るため、「地域交流会連絡員会議（4/12、10/19、3/15）」を開催します。

※別紙「平成30年度 地域交流会実施予定表」参照

3. 「車いすステーション」の設置

身近な地域で車いすを借りられるように、市内の事業所・個人宅等の協力により「車いすステーション」を設置し、市民の利便性向上と地域のコミュニケーションの活性化促進を図ります。貸出期間は2週間、無料。平成30年3月1日現在49カ所。

4. 「車いす貸出事業」の実施

車いすの必要な方に車いすを貸出します。貸出期間は3か月間、無料。なお、車いすは「車いす整備ボランティア（毎月2回）」により定期的に点検・整備を行います。

※貸出窓口：ボランティア活動センターこくぶんじ、本会事務局

5. 「いきいきふれあいサロン」活動支援

高齢者や障がい者、子育て中の親などが地域で孤立することを予防するために、小グループ

ブを単位とした交流やふれあいの場などの活動をしている「いきいきふれあいサロン」を支援します。なお、「いきいきふれあいサロン」は、登録団体として位置付けます。

6. 「自治会・町内会等支援事業」の実施

自治会・町内会や団体会員等に対し、備品の貸出事業を行います。

7. 「ここねっと懇談会」の開催（新規）

第2次地域福祉活動計画の策定後、地域の中でより顔の見える関係を築いていくために、10の小学校区において「ここねっと懇談会」を開催してまいりました。その結果、新たな住民主体の組織として9小学区で「ここねっとナイン」が活動を始め、また、既に住民主体の協議体の活動もすすんでおり、情報共有等の連携を図れるようになりました。今年度、本会が法人化50周年を迎えるにあたり、さらに潜在化している地域の福祉課題の発見・共有と社協事業との連携を目的として「ここねっと懇談会」を開催してまいります。なお、「ここねっと懇談会」の開催にあたっては、役職員全体で対応してまいります。

8. 「地域福祉コーディネーター」の設置に向けて（新規）

社会福祉法の改正や国からの「我が事・丸ごと」地域共生社会の提起があり、本会としても、地域共生社会づくりを進める地域基盤（しくみ）のあり方を検討していかなくてはなりません。地域包括ケアシステムに基づく地域の生活課題の解決に向けて支援体制をつくるには、すでに他の社協でも設置している多様な組織や人をつなぎコーディネートする「地域福祉コーディネーター」の役割が極めて重要となってまいります。

すでに、一部の本会職員は、東社協で実施している「地域福祉コーディネーター」研修を受講しておりますが、①地域支援、②個別支援、③しくみづくりとソーシャルアクションの機能を持つ「地域福祉コーディネーター」の設置に向けて、今年度より準備をすすめてまいります。また、社会福祉法人の地域貢献活動や民生委員・児童委員活動、自治会町内活動等との連携・協働を図り、住民や関係者の“共創”による地域共生社会の構築をめざしてまいります。

■ 「高齢者見守り訪問事業」の実施

平成13年度より国分寺市の委託事業として受託（平成27年度に「支えあいネットワーク推進事業」より名称変更）。国分寺市内在住の65歳以上のひとり暮らし高齢者等の孤独感の軽減と生活状況の把握を目的に、高齢者見守りサポーター（ボランティア）が家庭を訪問し、話し相手や安否確認等の活動を行います。また、地域包括支援センター、介護保険事業者等と連携を図り、高齢者への支援を行います。

見守りサポーター等を対象として「連絡会（年2回）」および「研修会」を実施します。

■ 災害時の福祉対策の推進

1. 「国分寺市防災会議」への参加

国分寺市が設置する「国分寺市防災会議」に本会会長が委員として参加し、災害発生時のボランティアの派遣を中心とした迅速・円滑な応急対策活動の展開を図ります。また、防災担当者会議に職員を派遣します。

2. 国分寺市総合防災訓練への参加

国分寺市主催「国分寺市総合防災訓練（日中訓練・夜間宿泊訓練）」に参加します。

3. 「災害ボランティア登録制度」の検討

災害発生時に立ち上げる「災害ボランティアセンター」のスタッフもしくは災害ボランティアとして、これまで被災地でのボランティア経験を有する市民等の登録制度を検討します。

4. 「災害時の職員行動マニュアル」の見直し

震度5弱以上の発災時、役職員が取るべき行動と、災害発生から概ね3日間の初期行動及び復旧・復興までの業務の全容を捉えた活動内容の概要を記載。昨年度より引き続き、このマニュアルを、職員プロジェクトを結成し現状に併せて見直しを図ります。

5. 「災害ボランティアセンター」の機材・備品の整備

国分寺市との「災害時におけるボランティア活動に関する協定」に基づく「災害ボランティアセンター」の機能と役割について検討し、必要な災害用機材・備品の整備を図ります。

<保有機材>

発電機 6 台 (23A 2 台・16A 4 台)	投光器 4 台	寝袋 3
頭部装着ヘッドライト 15	パイプ椅子 35	長机 8
ランタン 2	トランジスタメガホン 5	レスキューセット 1
アマチュア無線機 4 (固定 2、ハンディ 2)		テント 7 張 (大 2、小 3、キャンプ用 2)

6. 災害時連絡窓口の設置

東京都社会福祉協議会との「災害時相互支援協定（平成 20 年 4 月発効）」に基づき、双方に災害時連絡窓口を設置します。

順位	東京都社会福祉協議会	国分寺市社会福祉協議会
第 1 責任者	事務局長	熊谷事務局長
第 2 責任者	地域福祉部長	牛田事務局次長

《地域福祉係》

■ 生活困窮者自立支援事業（国分寺市委託事業）の実施

生活困窮者自立促進支援法（平成 27 年 4 月）に基づく「自立相談支援事業」「住居確保給付金」「学習支援事業（任意事業）」を実施します。

1. 「自立生活サポートセンター」の運営

本事業の担当として、センター長 1 名（兼務）と主事 2 名、嘱託職員 4 名を配置し、「自立生活サポートセンターこくぶんじ」を運営します。

- ◇住 所 国分寺市戸倉4-14 福祉センター内
- ◇電 話 042-324-8311 ◇F A X 042-324-8722
- ◇開館日 月曜日～金曜日（土・日・祝日・年末年始は閉館）
- ◇開館時間 午前9時～午後5時

2. 自立相談支援事業・住居確保給付金

（自立相談支援事業）

生活保護に至る前段階の自立支援として、国分寺市内外の社会資源機関と連携しながら、相談者が抱える就労問題や経済的問題と併せて生活上の問題を、相談員が相談者に寄り添い、地域の各種相談機関と連携を図りながら自立相談支援事業を実施します。相談者と一併に個別支援計画（プラン）を作成し、一人ひとりに合った支援を行います。

相談員は、「主任相談支援員」「相談支援員」「就労支援員」の3職種を配置します。

	平成 28 年度実績	平成 29 年度	平成 30 年度目標
新規相談件数	185 件	181 件	240
プラン作成数	69 件	73 件	100
延べ支援件数	4,230 件	4,222 件	4,800

※平成 29 年度実績は 12 月末現在

（住居確保給付金）

離職により住宅を喪失又は喪失するおそれのある方を対象として、3 カ月程度住宅費（上限あり）に対し家賃相当の住居確保給付金を支給する制度です。就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。（給付金支給は、国分寺市が決定。）

	平成 28 年度実績	平成 29 年度	平成 30 年度目標
支給件数（実数）	24 件（10 名）	21 件（11 名）	24 件（12 名）

※平成 29 年度実績は 12 月末現在

3. 「支援調整会議」の開催（毎月）

個々の生活困窮者のアセスメント結果を踏まえて、個別支援計画案（プラン）をもとに、適切性を総合的に判断し、支援方針を決定します。

4. 「学習支援事業」の実施

経済的困窮など様々な理由により、お子さんの学習環境を整えることが困難な世帯を対象

に、学習支援等を通じ、社会的な居場所づくり・学習習慣の習得・学習意欲の向上・社会性の向上に向けた支援をします。また、家庭訪問等による世帯全体の支援にも取り組み、子どもの「貧困の連鎖」を防止し、誰もが安心・安全に暮らせる地域づくりへとつなげていくことを目標とします。

(無料学習塾)

無料学習塾は、市内2カ所(戸倉、本町)で週1回(土曜日)開設します。原則として、小学3年生から中学3年生までを対象にし、29年度より高校に進学した通塾者の中で希望する者にはフォローアップとして支援を継続する他、中学生は状況に応じて週2回の支援を行います。

※ 無料学習塾受託事業者：「特定非営利活動法人 一粒の麦」

5. 市民への啓発・情報発信

国分寺市報並びに社会福祉だより「ふくし」・ホームページに掲載する他、国分寺市および国分寺市教育委員会をはじめ民生・児童委員や市内関係機関と連携し、本事業への啓発を図ります。

■「生活福祉資金」の相談・貸付・償還(東京都社会福祉協議会委託事業)

1. 低所得世帯等自立更生の貸付制度の実施

東京都社会福祉協議会の窓口として、低所得世帯等の自立更生のために貸付制度の推進を図る。また、民生委員・児童委員との協働による借受人世帯への支援を図ります。さらに、借受人世帯の児童、高齢者、障害者等の安否確認のため関係機関との情報提供および連携を強化するとともに、地域で孤立しないための支援を図ります。

資金種類：生活福祉資金(教育支援資金、福祉資金)、緊急小口資金、総合支援資金、臨時特例つなぎ資金、不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金。

2. 「生活困窮者自立支援制度」との連携

相談者および借受人の自立に向け、「生活困窮者自立支援制度」を受託する「自立生活サポートセンターこくぶんじ」と連携を図り、世帯の生活再建に向け総合的な支援を行います。

3. 「北多摩西部ブロック生活福祉資金担当者会議」への出席

北多摩西部ブロック内の社協と動向および情報交換を行うために担当者会議に職員が出席します。さらに、上部組織として、都内社協各ブロック幹事による東京都社会福祉協議会・生活福祉資金業務研究会に職員を派遣します。年1回開催。

4. 広報・普及啓発活動

国分寺市報並びに社会福祉だより「ふくし」・ホームページに掲載する他、国分寺市および国分寺市教育委員会をはじめ民生・児童委員や市内関係機関と連携し、本事業への啓発を図ります。

■生活安定応援事業（低所得者・離職者対策事業）の実施（国分寺市委託事業）

低所得者・離職者対策に重きを置く事業として「生活安定応援事業（低所得者・離職者対策事業）」を国分寺市から受託し実施します。（平成23年度より）

1. 「受験生チャレンジ支援貸付事業」の受付

一定所得以下の世帯の中学校3年生と高校3年生等を対象に、塾費用や受験料の貸付受付業務を行います。

2. 広報・普及啓発活動

国分寺市報や社会福祉だより「ふくし」・ホームページに掲載する他、国分寺市および国分寺市教育委員会をはじめ民生・児童委員や市内関係機関と連携し、本事業への啓発を図ります。また、受験生チャレンジ支援貸付事業の東京都作成リーフレットを、市内全中学校、市内・近隣高校へ配布します。

特に、学校・保護者への広報として、校長会等に職員が参加し、事業説明を行います。

■応急援護資金貸付事業

法外援護として、生活困窮者を対象に、生計を立てるに必要な緊急の生活費の貸付を行います。【貸付限度額 50,000 円】また、生活保護の支給開始が決定した要保護世帯で所持金がない世帯に対し、応急援護資金の貸付を行います。【貸付限度額 10,000 円】

■緊急援護費等貸付

住所不定者等に対し、交通費の貸付を行います。【貸付限度額 500 円】

■「福祉サービス総合支援事業」の実施（国分寺市委託事業）

1. 「権利擁護センターこくぶんじ」の運営

「福祉サービス総合支援事業」、「成年後見活用あんしん生活創造事業」（国分寺市委託事業）、「地域福祉権利擁護事業」（東京都社会福祉協議会委託事業）等を実施する拠点として、「権利擁護センターこくぶんじ」を開設し、相談事業等もあわせて運営します。

センター長1名（兼務）、業務担当者1名、専門員3名、臨時職員1名と生活支援員（登録型）を配置します。

◇住所 国分寺市日吉町3-29-24

◇電話 (042) 580-0570 FAX (042) 576-7081

◇開館日・開館時間 月曜日～金曜日 午前9時～5時
(土・日・祝日・年末年始は閉館)

2. 「福祉サービス総合支援事業」の実施（国分寺市委託事業）

① 「福祉サービス総合支援事業」の実施

福祉サービス全般の相談について対応します。法律的や専門的な解決が必要な場合は、専門相談の「ふくし法律相談」「成年後見専門相談」「国分寺市福祉サービス苦情等解決委員会」等で対応します。

② 「ふくし法律相談」及び「成年後見専門相談」の実施

権利擁護センターこくぶんじ相談室において、弁護士による「ふくし法律相談」（毎月第4木曜日、午後1時30分～午後4時30分）及び司法書士・社会福祉士による「成年後見専門相談」（毎月第2木曜日、午後1時30分～午後4時30分）を実施し、専門的な立場から相談に応じます。いずれも相談料無料。必要に応じて出張相談も行います。

③ 「国分寺市福祉サービス苦情等解決委員会」の設置

市民や福祉関係者からの福祉サービスに関する苦情に対し、弁護士、医師、学識経験者で構成する「国分寺市福祉サービス苦情等解決委員会」を設置し、解決を図ります。

④ 顧問弁護士の設置

本会の司法分野におけるアドバイザーとして、顧問弁護士を置きます。

3. 「成年後見活用あんしん生活創造事業」の実施（国分寺市委託事業）

① 「権利擁護センターこくぶんじ運営委員会」の設置・運営

第三者の立場から権利擁護センターこくぶんじの事業およびセンターの運営方法等について、助言・指導を受けるため、市民や福祉関係者で構成する運営委員会を設置し、運営します。（年3回開催：6月・10月・2月）

また、運営委員を主な構成メンバーとして、対応に苦慮するケースや今後の方向性について判断が難しいケースへの対応を検討する「事例検討会」を設置します。

② 成年後見制度の啓発・情報発信

“認知症になっても障害があっても誰もが地域で安心して暮らし続けられる、支え合い助け合う地域づくり”をめざし、国分寺市民および福祉関係機関・団体等に対し、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等の啓発・情報発信活動の一環として、講演会・学習会等を開催します。

- 市民向け講演会：年2回（10月・3月）
- 出張出前講座：随時
- 関係者向け学習会：年2回（5月・11月）

③ 地域の関係機関ネットワークの活用

成年後見制度利用支援事業を実施するうえで、国分寺市をはじめ、地域包括支援センター、当事者団体等関係機関とのネットワークを図ります。また、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等とも連携を図り、ネットワークの強化を図ります。

- 権利擁護関係機関連絡会（事例検討）：年2回（8月・2月）
- 三者懇談会：年4回（4月、7月、10月、1月）
- 関係団体との懇談会：リーガルサポート東京、ぱあとなあ東京多摩北ブロック、弁護士会等

④ 成年後見人等の支援

成年後見制度申立ての利用支援から、受任後のフォローまで、切れ目のない支援を行います。また、親族後見人や市民後見人の支援の一環として、専門職後見人との相談会や懇談会を開催します。

- 親族後見人向け学習会：年 1 回（7 月）
- 専門職による市民後見人定期相談会：年 4 回

⑤ 成年後見人等候補者紹介制度の実施

成年後見制度を利用したいが、どの人に頼んでよいかわからない方のために、「専門相談」や「事例検討会」等を通じ、受任候補者を紹介します。

⑥ 法人後見監督業務の実施

市民後見人が成年後見人等を受任するケースにおいて、本会が後見監督人として市民後見人に対し、適切な助言、指導、監督を行う「法人後見監督業務」を実施します。

⑦ 「市民後見人」の育成及び登録・支援

地域福祉の観点から、市民が後見業務の新たな担い手として活動できるように「市民後見人」の育成及び登録・支援を行います。

平成 30 年度より、新たな市民後見人の育成を図るため「市民後見人育成事業（全 8 回）」を実施します。また、登録者を対象として、市民後見人の知識の向上とモチベーションの維持を図ることを目的に「フォローアップ研修」を実施します。

	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度
市民後見育成事業	10 名	—	10 名	—	10 名

○ 市民後見人への支援

- フォローアップ研修の実施
- 社会貢献型後見人に関わる損害保険 保険料一部助成（上限 20,000 円）
- 貸金庫の利用
- 専門職による市民後見人定期相談（再掲）

⑧ 「成年後見制度」に関する調査・研究

「成年後見制度利用促進法」について、国分寺市及び三士会（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会）と連携し情報収集するとともに、積極的に参画します。

また、成年後見制度（法人後見等）について調査・研究を行い、東京都社会福祉協議会等の研修に参加します。

⑨ 「権利擁護関係機関連絡会（事例検討会）」の開催（年 2 回）

権利擁護に関する複合的な問題等に対して、支援機関の役割と連携の持ち方が課題としてあげられる中、関係機関の役割や支援のあり方などを確認・検討する場として、「権利擁護関係機関連絡会」を開催します。

4. 「緊急一時事務管理」の実施（国分寺市委託事業）

国分寺市の委託事業として、緊急に保護が必要になった判断能力の著しく低下した高齢者や知的障がい者、精神障がい者のうち、金銭管理等が特に必要な者に対して民法に規定する事務管理を緊急かつ一時的に実施します。

5. 「地域福祉権利擁護事業」の実施（東京都社会福祉協議会委託事業）

① 「地域福祉権利擁護事業」の実施

東京都社会福祉協議会の委託事業として、主に認知症の高齢者や精神障がいや知的障がい

をお持ちの方で、1人で福祉サービスの利用や金銭管理が困難な方に対し生活支援員を派遣し援助を行います。利用料は、基本料金が1時間ごとに1,000円、通帳等をお預かりする場合は、2,500円。書類預かりは月1,000円。

生活保護受給世帯は、東京都の規定により本人の利用料は免除となります。

② 生活支援員（登録型）の育成

地域福祉権利擁護事業の契約に対応するために、事業実施の担い手となる生活支援員（登録型）を育成し、各種研修や懇談会等への参加を促し、スキルアップの機会を図ります。

○ 懇談会：年2回（4月、9月）

○ 研修会：年1回（2月）

③ 東京都社会福祉協議会及び北多摩西部ブロック社会福祉協議会との連携

東京都社会福祉協議会及び北多摩西部ブロック社会福祉協議会（立川、国立、昭島、東大和、武蔵村山）の権利擁護担当部署と連携を図り、情報交換や専門員研修、生活支援員研修などを実施します。

《地域支援係》

■ 「国分寺市ファミリー・サポート・センター事業」の実施（国分寺市委託事業）

市内在住の子育ての手助けが必要な方（利用会員）と、手助けができる方（援助会員）の有償の相互援助活動のコーディネートや、活動に伴う相談、援助会員の育成等、国分寺市の委託を受けて、「ファミリー・サポート・センター事業」を行います。

平成30年度は、アドバイザーを4名に拡充し、増大するニーズに対応します。

そして、「子育て支援制度」における本事業の位置づけを再確認し、本事業のあり方について、国分寺市担当主管課と検討してまいります。（平成22年度より国分寺市委託事業。）

1. 「国分寺市ファミリー・サポート・センター」の運営

センター長1名（兼務）と嘱託職員4名（アドバイザー）、臨時職員1名を配置し、「国分寺市ファミリー・サポート・センター」を運営します。

◇住所 国分寺市戸倉4-14 福祉センター内

◇電話 042-300-6061 ◇FAX 042-300-6062

◇開館日 月曜日～土曜日（日曜日、祝日及び年末年始は閉館）

◇開館時間 午前9時～午後5時

2. 「ファミリー・サポート・センター事業」の実施

利用会員は、国分寺市内に在住し、子ども（生後57日から満12歳に達した日以後の最初の3月31日までの者）の保護者で、育児の援助が必要な方となります。

援助会員は、心身ともに健康な20歳以上の方で、援助会員講習会を受講し修了した方。

援助会員の活動時間は、平日、休日ともに午前6時から午後10時です。利用料は、平日の午前8時から午後6時までが1時間800円、それ以外は1時間900円です。

（年末年始（12月29日～1月3日）は、全日1時間900円）。利用会員から利用希望があった時は、アドバイザーが活動可能な援助会員をコーディネートします。

3. 「援助会員講習会」の開催

援助会員の養成を目的として、20歳以上の方を対象に、延べ4日間にわたる「援助会員講習会」を開催します。会場は、「国分寺市役所」と「cocobunji」を予定しています。講師は、本会アドバイザーの他、国分寺市職員や大学教授、消防署等です。本講習会の8割以上受講した方は、援助会員として登録し、活動できます。

第1回援助会員講習会	国分寺市役所	平成30年6月12日、13日、14日、15日
歳2回援助会員講習会	リオンホール	平成30年11月19日、20日、21日、22日

4. 利用会員及び援助会員の更新

利用会員・援助会員ともに、年度で更新を行います。

5. 傷害保険等への加入

会員が行う援助活動中の子どもや援助会員の事故、講習会等開催時の事故に備え、女性労働協会の「地域子育て支援事業補償保険」「研修・会合傷害保険」に加入します。平成30年度から、補償内容を自然災害時にも対応できるよう天災プランに変更します。

- * 依頼子供傷害保険（Eタイプ・天災補償プラン）
- * サービス提供会員傷害保険（IVタイプ・天災補償プラン）
- * 賠償責任保険
- * 研修会合傷害保険（Cタイプ）

6. 「フォローアップ講習会」の開催

援助会員への「フォローアップ講習会」を年2回開催します。

7. 「交流会」の開催

利用会員と援助会員相互の親睦交流を図ることを目的として、「交流会」を年1回開催します。

8. 「ファミサポ事業説明会」の開催

市内で開催される子育て関係のイベントや国分寺市が実施する「3、4ヶ月児健診」等で「ファミサポ事業説明会」を開催し、事業のPRや利用会員の登録を行います。

9. 「ファミサポ通信」の発行や社会福祉だより「ふくし」・国分寺市報等の活用

登録しているすべての利用会員と援助会員への情報提供として「ファミサポ通信」を年2回以上発行します。また、社会福祉協議会で全戸配布している「ふくし」や国分寺市報、FB等のSNSも活用して、情報の提供を行います。

10. 苦情への対応業務

本事業の利用者等からの苦情に対し、苦情受付記録を作成し対応を図ります。また、解決が困難な苦情に対しては、市担当部署等と十分調整を図り、解決に努めます。

1 1. 「会員管理ソフト」の活用

平成28年度に導入した「会員管理ソフト（ファミサポくん）」を、平成30年度にはさらに2台導入し、事務作業の効率化とコーディネート業務の迅速化のアップを図ります。

1 2. 所管課との「定例協議会」の開催

円滑な事業展開に資するため、本事業の所管課である国分寺市子ども家庭部子ども子育てサービス課との「定例協議会」を年3回開催します。

1 3. 「ファミリーサポートネットワーク」への参加

一般財団法人女性労働協会が実施している「ファミリーサポートセンターネットワーク事業」に参加し、運営のノウハウや最新情報の提供を受けるとともに、全国交流会や各種研修会へアドバイザーを派遣します。

1 4. 「ぶんちっちまつり」への参加

国分寺市子ども家庭支援センター主催により毎年10月に開催される「ぶんちっちまつり」に参加し、事業のPRと利用会員の受付を行います。

1 5. 「国分寺子育て支援事業者連絡協議会」への参加

国分寺市内の子育て支援関係団体で構成する「国分寺子育て支援事業者連絡協議会」に参加します。

1 6. 「国分寺子ども・子育て支援円卓会議」への参加

「国分寺子育て支援事業者連絡協議会」と国分寺市子育て支援センターで毎月開催する「国分寺子ども・子育て支援円卓会議」に参加し、国分寺市内の子育て支援活動を行う団体等との情報交換を行います。

1 7. 「地区連絡会」への参加

平成28年度からスタートした国分寺市子育て支援センター主催の「地区連絡会」にアドバイザーが出席し、情報交換や連絡調整を図ります。年3回、東部、中部、西部の3地区で開催される予定です。

1 8. 「近隣市ファミリーサポートセンターアドバイザー交流会」への参加

年1回開催される近隣市のアドバイザー交流会へアドバイザーが参加し、課題解決を図るとともに、情報交換を行います。

1 9. 研修への参加

東京都や国分寺市、女性労働協会で開催される研修に、アドバイザーが参加し、スキルアップに努めます。

20. 「子育て支援情報」の提供

子育てに役立つ情報を提供するために、社会福祉協議会のホームページやファミリー・サポート・センターのフェイスブックの活用を図ります。

21. ログマークの活用

平成27年度に採用したファミサポのロゴマーク「ファミりん」を積極的に活用し、広報活動の充実を図ります。

